

消費者教育推進計画の策定について

1 計画の策定

- (1) 策定の根拠 消費者教育の推進に関する法律（第 10 条）
 (2) 名 称 高知県消費者教育推進計画（仮称）
 (3) 計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度（5 年間）
 (4) 構成
 ①計画の策定にあたって
 ②基本的な考え方
 ③様々な場における消費者教育

2 策定スケジュール（案）

- 平成 26 年 6 月 審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
 平成 26 年 7 月～8 月 アンケートの実施
 平成 26 年 10 月
 ～平成 27 年 5 月 審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
 （4 回程度）
 平成 27 年 7 月～ 8 月 パブリックコメントの実施
 平成 27 年 9 月～10 月 計画策定、公表

3 参考（全国の状況） *H25. 11. 19 現在 今後変更の可能性あり。

	策定年度	都道府県数	備考
計画の策定時期	平成 25 年度	9	東京都のみ策定済 （平成 25 年 8 月策定）
	平成 26 年度	1 6	
	平成 26 年度以降	1 6	
	未定	6	